2 子どもの肥満の評価

(1) 肥満度による県の統一基準

児童生徒等の健康診断マニュアルによる基準		県の統一基準
肥満度	区分	対象
(肥満度はあくまでも目安)		※最終判定は、学校医による総
		合的判断とする
50%以上	高度肥満	要受診
30%以上50%未満	中等度肥満	要健康相談
20%以上30%未満	軽度肥満	
-20%超~+20%未満	普通	

学校における子どもの肥満の評価は、身長・体重測定の結果より、児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂 公益財団法人日本学校保健会)に基づき、身長別標準体重による肥満度により判定します。BMIやローレル指数では、成長期の子どもの場合に年齢や身長によって基準値が大きく異なるため不適当と言われています。

(2) 成長曲線および肥満度曲線による評価

肥満度では、高度・中等度肥満に該当しなくとも、急激に体重が増加(やせの評価では減少)している児童生徒について、要受診・要健康相談の対象になる場合があります。特に成長期の子どもの栄養状態を評価するには、個別に成長曲線(※横軸に年齢、縦軸に身長あるいは体重の測定値)および肥満度曲線(※同様に縦軸に肥満度)を積極的に活用することが大切です。

(3) 学校医による総合的判断

最終的な評価は、児童生徒の成長曲線および肥満度曲線、その他の検査結果等を検討し、学校医が総合的に判断します。「要受診」「要健康相談」と判断された場合の学校での基本的な対応は以下のとおりとなりますが、保護者の理解と協力を得ることが大切です。

①「要受診」

総合判定の結果「要受診」と判断された場合は、学校より保護者に「肥満傾向」であることを知らせ、学校医やかかりつけ医療機関への受診をおすすめします。

②「要健康相談」

総合判定の結果「要健康相談」と判断された場合は、学校より保護者に「肥満傾向」であることをお知らせします。

学校より肥満予防のポイントについて、面談またはプリント等で、子どもや保護者にお知らせしますが、場合によっては保護者のみに行うなど、指導方法や時期及び、思春期等での敏感な児童生徒に対する考慮については、個に応じて検討していきます。